

改正水質汚濁防止法（H22.5.10公布、H23.4.1施行）の主な改正内容

1. 自主検査の改ざん等に対する罰則

水質汚濁防止法第14条の規定により、特定事業場の設置者は公共用水域への排出水の水質測定（自主検査）を行うように義務づけられています。

今回の改正で、以下の事柄について罰則規定（30万円以下の罰金）が設けられました。

- ① 測定記録の未記録（※測定を行っていない場合も含む）
- ② 虚偽の記録
- ③ 記録の未保存

また、これまで明確でなかった測定項目や定めがなかった測定頻度も新たに規定されました。

排出水の測定	項目	排水基準に定められた項目のうち、特定施設設置（使用・変更）届出の際に排出口ごとに届け出られている項目（届出書様式第一別紙4「排出水の汚染状態」欄に記載された項目。）（※1）
	頻度等	排出水の汚染状態を届け出ている全排水口で年1回以上
	時期	排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻（事業内容に応じ年間及び日間変動を勘案し事業者が自ら判断）（※2）
結果の保存		<p>「様式第8水質測定記録表」に加え、</p> <p>① 事業者自らが測定した場合は当該測定に伴い作成したチャート等の資料（※3）</p> <p>② 環境計量証明事業場に委託した場合は計量証明書を3年間保存することが必要</p>

（※1）排水基準が定められている事項のうち通常排水口から排出するおそれがあるもの（特定施設において使用等している物質や副生成等により存在すると推定される物質を含む）

（※2）日間平均の排水基準が規定されているBOD、COD、SS、T-N、T-Pは日間平均による汚染状態が最も悪いと推定される時期にも測定。また、日間平均の排水基準のみが適用されている大腸菌群数は日間平均による汚染状態が最も悪いと推定される時期に測定。

（※3）・採水日、試料の保存方法等の試料採取記録
 ・検量線、濃縮・希釈記録等の計算結果記録表
 ・クロマトグラム、測定装置からの打ち出し記録等のチャート類等

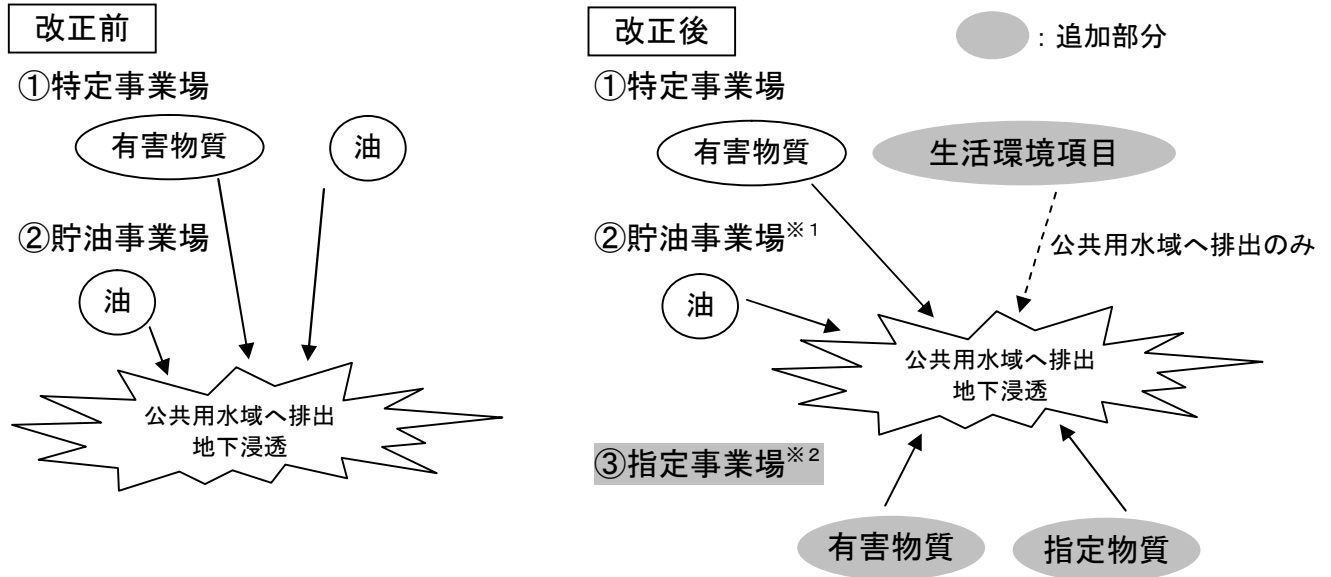
注意

◎ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例で対象となる日平均排水量20m³以上50m³未満の事業場も罰則規定の対象となります。

◎ 「特定地下浸透水」を浸透する場合の特定地下浸透水の自主検査についても罰則規定が適用となります。

2. 事故時の措置の範囲拡大（水質汚濁防止法第14条の2）

汚水等の流出事故が生じた場合の応急の措置及び県への届出の義務について、対象範囲が拡大されました。



※1：特定事業場かどうか関係なく貯油施設を持つ事業場。
 ※2：有害物質又は指定物質を製造、貯蔵、使用、処理する施設。

- 改正による追加点
1. 応急の措置等を講ずるべき汚水に、生活環境項目（pH や BOD など）が追加。ただし、公共用水域に排出された場合のみ。
 2. 「指定施設」の規定が設けられ、事故時の措置の対象として追加。

【指定物質一覧】

1	ホルムアルデヒド	34	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド (別名プロピサミド)
2	ヒドラジン	35	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
3	ヒドロキシアミン	36	チオりん酸0,0-ジメチル-0-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)
4	過酸化水素	37	チオりん酸S-ベンジル-0,0-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
5	塩化水素	38	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
6	水酸化ナトリウム	39	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリ ミジニル) (別名ダイアジノン)
7	アクリロニトリル	40	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) (別名イソキサチオン)
8	水酸化カリウム	41	4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
9	塩化ビニルモノマー	42	チオりん酸0,0-ジエチル-0-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
10	アクリルアミド	43	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
11	アクリル酸	44	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデン アミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート (別名アラニカルブ)
12	次亜塩素酸ナトリウム	45	1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7- メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
13	二硫化炭素	46	臭素
14	酢酸エチル	47	アルミニウム及びその化合物
15	メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)	48	ニッケル及びその化合物
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン	49	モリブデン及びその化合物
17	硫酸	50	アンチモン及びその化合物
18	ホスゲン	51	塩素酸及びその塩
19	1,2-ジクロロプロパン	52	臭素酸及びその塩
20	クロルスルホン酸		
21	塩化チオニル		
22	クロロホルム		
23	硫酸ジメチル		
24	クロルピクリン		
25	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又はDDVP)		
26	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)		
27	1,4-ジオキサン		
28	トルエン		
29	エピクロロヒドリン		
30	スチレン		
31	キシレン		
32	パラ-ジクロロベンゼン		
33	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)		

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律概要 (H22.5.10公布、H23.4.1施行)

改正の背景

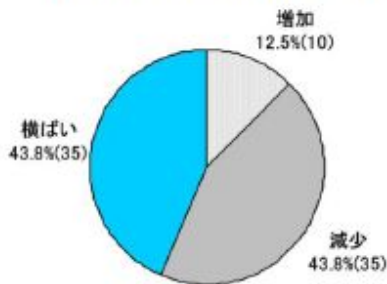
■一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。

近年の主な不適正事案の概要

		事案の概要
H17.2	A社(鉄鋼業)	排水基準に適合しない水を流出。 <u>5年間以上</u> 、排出基準値・公害防止協定値を超過した測定データを、 <u>協定値内に改ざん</u> して自治体に報告。
H18.3	B社(石油精製業)	公害防止協定に基づくばいじん等に係る報告について、 <u>3年間にわたり虚偽の報告</u> 。現場担当者が排出基準値を超える測定データを改ざん。
H19.2	C社(電気業)	ばいじん濃度の測定結果を <u>排出基準値内に改ざん</u> し報告。
H19.7	D社(製紙業)	硫黄酸化物(SO _x)、窒素酸化物(NO _x)の排出基準値を超過した場合、その数値をコンピュータ端末により <u>基準値以下に改ざん</u> 。
H21.3	E社(製紙業)	水質データを排水基準値以下に改ざんして報告。自治体による立入検査時に排水を河川水で希釈し、分析値が低くなるよう偽装。

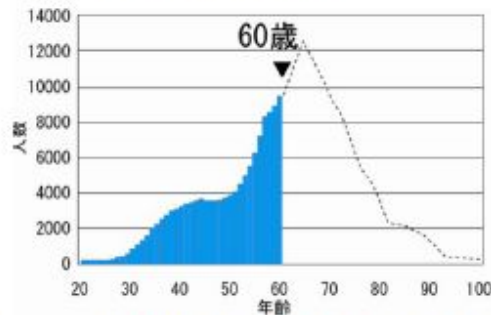
■地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。

公害防止法令を所管する自治体職員数の動向(大気)



出典:「効果的な公害防止取組促進方策に関するアンケート」(環境省)

2009年における公害防止管理者等の実働有資格者数(推定値)



出典:社団法人産業環境管理協会資料

公害防止管理者等資格取得者人数
 昭和47年度 約74,000人
 平成20年度 約8,800人
 累計(平成20年度) 約568,000人

■近年、公共用水域における水質事故は増えており、例えば、全国一級河川における水質事故は、10年間で約3倍に増加。

(件) 全国一級河川における水質事故



出典:国土交通省「全国一級河川の水質現況」

改正の概要

1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設。【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】
 - ※ 現行では、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則はない。

2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進

- 継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう見直し。【大気汚染防止法改正】
 - ※ 現行では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定。

3 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

- 大気汚染・水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を創設。【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】
 - ・ ばい煙又は汚水・廃液の排出状況の把握
 - ・ 汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施



4 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類*1及び事業者の範囲*2）を拡大。【水質汚濁防止法改正】
 - *1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加。
 - *2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害な物質を取り扱う事業者を追加。

【施行期日】 1、2、4については、平成23年4月1日から施行。
3については、平成22年8月10日から施行。